

月報

1986 9 月 號

シンガポール日本商工會議所

〈目次〉

(1986年9月号)

SIMEXの取引状況	(三井銀行 シンガポール支店) ……鳴海 彰…	1
シンガポール・インテリア業界アラカルト	((株) 高島屋 シンガポール・ オフィス) ……田中 健夫…	5
~~~~内 装 業~~~~		
古い電話帳から .....	今中 太郎…	13
~~~~昭和初期の日本人社会~~~~		
理事会の動き		25
8月の主な経済記事		29
1986 National Productivity Congress のお知らせ		39
広 報 欄		40
資 料 案 内		42
編 集 後 記		44

SIMEX の取引状況

三井銀行シンガポール支店

鳴海 彰

1. 設立後の推移

SIMEXが1984年9月にユーロダラー3カ月物とドイツ・マルクの金融先物取引を、同じく11月に日本円取引を開始してから間もなく、2年近くになる。

設立以来の取引量の推移は順調に伸びており、現在1日の平均成約件数は2～3,000枚と、設立当初と比較すると倍増している。

この間、安定的に伸びをみせたのはユーロダラー3カ月物で月間2～3万枚の推移となっており、設立以来取引高全体の約半分がユーロダラー取引となっている。(表1参照)

表1. SIMEX 月間取引高推移

枚

	G D	ED	DM	JY	Total
Jul 84	14,109	—	—	—	14,109
Aug	19,668	—	—	—	19,668
Sep	15,245	5,704	11,354	—	32,303
Oct	9,156	8,077	13,055	—	30,288
Nov	7,800	13,425	13,707	1,691	36,623
Dec	3,108	6,383	3,012	413	12,916
Jan 85	11,865	17,820	11,341	3,664	44,690
Feb	6,825	20,869	5,997	2,340	36,031
Mar	6,201	30,705	12,454	2,356	51,716
Apr	3,422	26,118	23,017	1,300	53,857
May	2,738	23,465	22,114	324	48,641
Jun	1,910	29,732	8,240	531	40,413
Jul	2,507	33,151	14,242	1,255	51,155
Aug	1,502	19,216	13,259	1,139	35,116
Sep	1,663	23,470	23,305	2,992	51,430
Oct	1,514	20,661	14,522	4,722	41,419
Nov	1,321	27,947	13,700	8,401	51,369
Dec	718	21,606	8,155	2,513	32,992
Jun 86	1,191	36,906	22,548	11,944	72,589
Feb	677	21,937	16,799	15,233	54,646
March	308	21,054	20,819	9,051	51,232
April	615	35,199	24,159	9,724	69,697
May	133	33,408	16,399	12,781	62,721
June	60	32,698	15,205	8,280	56,243
	114,256	509,551	327,403	100,654	1051,864

(Simex 資料)

日本円は、上場当初低迷していたが、昨年9月の5カ国蔵相会議（G5）以降の円高期待の局面において為替相場の活発な動きに伴い取引高の増加がみられた。

ドイツ・マルクも円と同様、G5以降、取引の一層の活発化がみられる。

金のみが著しく不調であるが、これは最近のインフレ率の低下に伴う現物市場の低調によるのみならず、SIMEXにおける他商品がIMMとの相互決済システム（リンク・サービス）が利用できるのに、金先物については、適用されないことが市場参加者の関心をそいでいるといえる。

2 現状の問題点

取引高は順調に伸びてはきているものの、これはSIMEXの期待には達していない。

SIMEXのウン・コク・ソン会長は今後2年以内に1日の取引高が10,000枚を越えるとの予測をしているが、現在の推移からすれば、これはかなり難かしい目標値と思われる。もともと、SIMEXの重要なメリットであるシカゴのIMMとの相互決済契約によれば、5年以内に1日50,000枚を越えない場合、この契約は解除できることになっており、このためにもSIMEXにとって取引高の増加は今後の最も注力していくこととなる。

取引量が期待程伸びていない理由としてはまず第一に地場の参加者がシカゴと異なり、先物商品そのものを取扱うことに慣れていないためということがいえる。

長い歴史と、株式オプションから大豆まで多くの先物商品と常に投機のチャンスをうかがう専門的投機家の存在するシカゴ市場とくらべるとSIMEXの地場参加者は経験不足であり、昨年彼らの大半は取引で損失を受けたとさえいわれている。

また、市場を動かす情報がニューヨークとロンドンにおいて生まれることから、SIMEX自体での値動きが乏しいことも参加者にとって魅力を減じさせていることの一つであろう。

しかしながら最も重大なことはアジアの米ドル取引で約6割のシェアを

占めているといわれている本邦金融機関を中心とした日本からの参加度合いが十分でないことであろう。

SIMEXで金融先物取引がスタートした時、当地通貨庁(MAS)の指導により、日本の金融機関は会員権を取得したものの、値動きが乏しいこと、また先物取引に不慣れであることに加え、日本の当局が取引に制限的であるため、本腰を入れて先物取引に参入する状況に至っていない。

3. 新たな動き

SIMEXは現在、次のような計画により今後の市場の活発化と取引高の増大に取り組んでいく姿勢を示している。

第一に市場の活発化のために参加者の増加、とくに個人会員の倍増を図ることで、このため再度会員募集のためのセミナーを開催しており、結果として新たに参加の意思を示す顧客があらわれてきている。

さらには、シンガポールのみならず、海外の顧客を開拓するため、日本、韓国、香港等の近隣アジア諸国、さらには欧米まで顧客を求める努力を重ねている。

第二には成長の見込まれる新種商品の導入であり、表2のように、昨年5月に日経株価指数先物をSIMEXに上場することが決定され、今年9月にはいよいよスタートする予定である。

日経株価指数はSIMEXにとってのみならず世界で初めて商品として上場されるという意味でも注目されている。

また従来からのドイツ・マルク、日本円に加え、7月からはスターリング・ポンドが新たに加わった。時期は未定であるが、来年にはスイス・フランがこれに加わる予定である。

9月の日経株価指数先物につづき、10月には米国において最も活発に取引されている商品のひとつである米国国債の先物がスタートする。これは、従来SIMEXのリンク契約の相手先であるIMMの上場商品ではなくシカゴのもう一方の取引所であるCBTの上場商品であり、現在のところまだリンクについての合意ができてなく、参加者にとってはリンク・サービスのメリットが活用できないことは取引の活発化のうえで問題となろう。

来年には、さらにオプション取引の導入も予定されており、最初は、ドイツ・マルク、日本円、ユーロ・ダラー3カ月物でスタートするといわれている。

そして株価指数先物の第2弾として、当地のストレート・タイムズ指数先物が、上場される手続きが進められている。

このように新商品導入は目白押しとなっており、SIMEXの積極的姿勢が印象づけられる。(表2参照)

表2 SIMEX 上場商品の推移

1984.	7.	金取引開始
"	9.	ユーロダラー3カ月、ドイツ・マルク
"	11.	日本円取引開始
1986.	7.	スターリング・ボンド取引開始
"	9.	日経株価指数取引開始(予定)
"	10.	米国国債取引開始(予定)
1987.	(?)	オプション取引開始(予定)
"		S T 指数取引開始(予定)

最後に、量の拡大策と並び、制度面の整備も図られており、昨年末には、SIMEXの参加者による委員会の設立が決定され、今年に入り、年初には先物取引所法が成立、従来MASの支援に依存するところ大であったSIMEXの自己管理がすすめられている。

アジアで初めて設立された先物市場であるSIMEXについて、日本をはじめとするアジア諸国の関心が日増しに高まってきており、国内的にもシンガポール経済は昨年、製造業や建設業の不振を主因にマイナス成長となり、長期的にみても低成長は避けられないことから、外国為替市場とともにSIMEXに金融ビジネスの成長の推進力としての期待が強まっている。

シンガポールインテリア業界アラカルト — 内装業 —

(株) 高島屋シンガポールオフィス

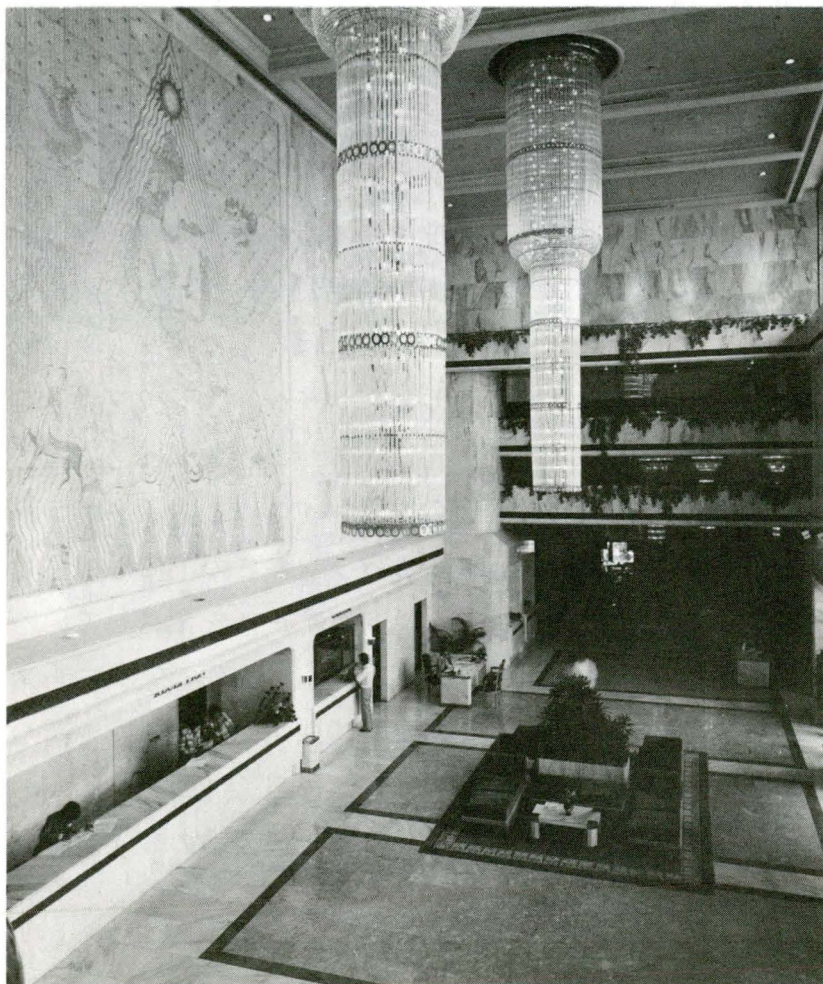
所長 田中 健夫

皆様ご承知の如く、インテリア業界と申しましても大手建設業から空調、電機設備業、造作工事の専門業者、オフィス・ファーマニチャー・メーカー、カーペット、カーテン、家具、金物、照明器具業者に至るまでそのカテゴリーは文化とライフ・スタイルの多様化、情報、エレクトロニクスの高度化に伴い関連業界はますます多岐にわたってきております。

今回は皆様方にとっても身近にありながら直接的には以外と縁のうすいシンガポールの内装専門業者（インテリア、デコレーション、コントラクター）にスポットをあててみたいと存じます。

シンガポールで日本からのお客様をご案内する場合、もう種が尽きたとお思いの方も多いことと存じます。

しかし、ちょっ



と視点をかえて探索すれば一般の皆様にも興味を持てるちょっとステキな探索が楽しめます。その1つは今や2万5千室にならんとしているホテルのインテリア・デザインです。街の中心にありながら静かな環境に恵まれ唯一のリゾート・ホテル的な要素を備えた“シャングリラ・ホテル”のインテリア・デザイン・コンセプトは米国のドン・アッシュトン設計事務所の手によるものです。（当地在住で活躍のデザイン・ミナコ代表山本美那子女史もこのデザイン・チームに参画しております）当ホテルのメイン・ロビーは中国から取り寄せた緑の大理石とイタリアの白い大理石とのコンビネーションの中、チボリライトと呼ばれる星の輝きを集めたようなシャンデリアがきらめき、緑と花の溢れた美しい自然と近代的な設備が見事に調和しています。

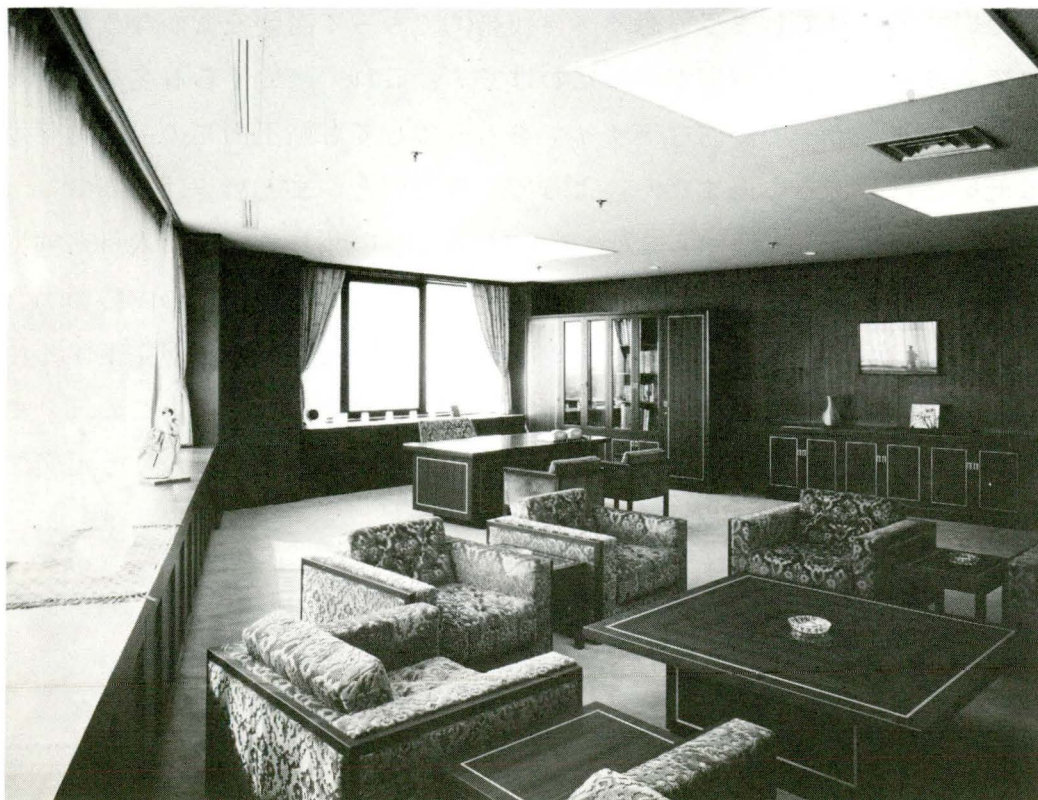
“パビリオン・インターコンチネンタル・ホテル”は漸新なデザインで知られるアメリカのジョンポートマンの設計によるもので全体にモダンな雰囲気を感じさせ、ロビーに入ると吹き抜けになった美しい生花に彩られた広い空間に驚かされる未来感覚に溢れたデザインです。“ハイアットリージェンシー”は香港、米国に拠点をもつ設計事務所、チェダサンビーダのデザインにより客室はシックで上品な色調で統一された格調高い造りでまとめられています。“ヒルトンINTホテル”には有名なファッション・デザイナー、ジバンシーが2カ月間滞在し、デザイン・コンセプト考えたという彼自身のデザインによるスイート・ルームがあります。又、“クラウン・プリンス・ホテル”は、ロビーの大理石の壁に、インドの大叙事詩ラーマヤナ物語の巨大なレリーフが掛けられ、きらびやかさの中にも神秘的で厳かな雰囲気が漂い、西洋と東洋の交差点シンガポールを象徴しているようなデザインです。“ホテル・ニューオータニ”は客室の造作、家具に当地では珍しく、高級木材のOAK WOODをふんだんに使用し、明るく、落ち着きとくつろぎを感じさせるデザインが売物です。この日系2つのホテルのインテリア・デザインはホテル・デザインでは日本で最大手の観光企画設計コンサルタント社の手によるものです。

その他、最近オープンした“ウェスティン・プラザ・ホテル”の個性あふれる10軒のインターナショナル・レストラン街は各々、感性の異なる、各国のデザイナーの手によりデザイン力が競われております。これだけでもシンガポールは国際的なインテリア・デザイナーのショールームといっても過言ではないでしょう。

又、内装に使用されている材料も高級な大理石、シャンデリアから色彩豊かな欧米のインテリア・ファブリック、特注のデザインで織り込んだ豪華なカーペットまで日本とは一味違った雰囲気を楽しませてくれます。

ではこの内装は一体、誰れの手で施工されたのか……………？と申しますと、（勿論若い国家シンガポールの事ですので当然、外国人技術者の指導と監理のもとに施工された物件も多いのですが）実際に施工したのは当地の内装業界に働く職人さん達の手によるのはいうまでもありません。

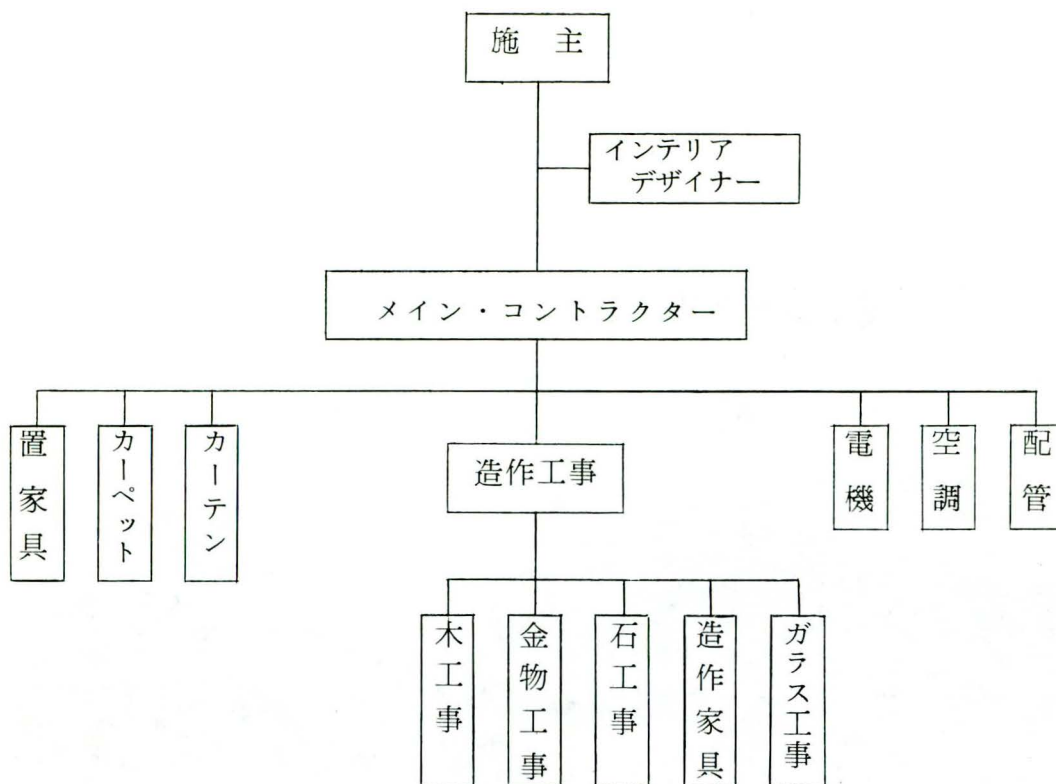
元来シンガポールの大手内装業者のルーツは腕の良い家具職人、大工技術で知られる、上海カーペンターといわれる人達です。現在ではほとんど大学出の二世経営者の時代になっておりますし、又職人も残念ながら腕の良



い技術をもつ若い世代の人達は育っていないのが実情です。企業としても個人企業、小企業の域を脱していないのが大勢であり最新の機械設備を備え、優秀な技術者を養成すべく、しっかりとしたシステムを持ち経営にあたっている企業を見つけるのは困難です。

これが業界の実態であったわけですから、過去の7年～2年前のホテル建設ラッシュの時期は到底需要をまかなえる数の内装業者がいるよしもありませんでした。ブームのピーク時にはわずかな資本金で経験のあるスーパーバイザーと大工職人のグループをかかえるだけで誰でも内装業者になれ、それを十分に満すだけの受注があったとも言われております。その当時より大工、塗装職人の需要を満したのがマレーシアよりの出稼ぎ職人達であり、今でもこの人達に対する依存度は高く続いております。こんな職人不足の状態だったわけですから昨日迄はドライバーだった男が今日からはカーペンターとして現場に入るといふ信じられない時期もありました。当然ながら彼等が自分自身の所有の道具を持っているわけではありません。ノコギリは3人の大工で共同で使う、ハンマーはクギもたたくが大切な材料もたたいて傷つけてしまう、恐るべき技術(?)でもって需要をまかなう為にこれでも通用していた時期があったわけです。これではいくら有名なインテリア・デザイナーの優秀なデザインをもってしても施工面での品質の評価は低いと言わざるを得ません。よってこれを何とかまとめ上げる為に、スーパーバイザー、コーディネーターといわれる職種の人材が施工の良否の鍵を握ることになります。特にホテル等の大型物件の内装の場合、一般的には次頁図の如きフォーメーションが通例であり、内装が完工するまでのアイテムは厖大な数にのぼり、それに携る下請業者の数も多数にのぼります。又厳しい入札の価格競争に勝ち抜く為には、よりキメ細かく分離発注をし厳しいコストの算出をせねばなりません。

<施工形態 例>



以上の如きフォーメーションを上手にまとめあげ施工をスムーズに行うのがスーパーバイザーの役割です。技術も分り、デザイナーの要求する感性を理解し、それを施工する職人（ほとんど図面は読めない。）に伝え指導し、各下請業者間の取り合いを上手に調整し、現場をまとめてゆく能力が要求されます。特にホテル・インテリア・デザインのショールームといっても過言ではない、シンガポールではデザイン力を競うデザイナーの要望と、安かろう悪かろうでも、安価優先のオーナーサイドのマインドとのギャップを埋めるのに予算面での苦労が伴います。その為の一つの方法が欧米の伝統的なシェープの家具をコピー生産しオリジナルよりも安い価格で生産するという手法です。ホテルの客室家具では何百という単位の家具を製作し、納入せねばなりません。図面が読めない職人と、量産を容易にする為の機械設備を持たない工場での注文を消化出来る業者は少く、これを何と

か消化してきた業者のみが今日の大手の内装業者として育ち、その創業者のルーツの多くは上海カーペンターの流れを汲んでおります。



(別表)

上海カーペンターをルーツとする代表的な地元内装業者

- YANG AH KANG
- CHENG MENG FURNITURE
- VAN-HIN FURNITURE
- E. E. CHIANG FURNITURE

etc.

しかしながらこれらの地元大手各社といえども慢性的な職人不足と優秀なスーパーバイザー不足の為、自前で常に安定した品質の施工が約束出来る業者は限られてしまうのが現実です。特に急激に冷え込んだ当地の建設市場の不況下では各社とも減量経営に努め、固定費のかかる職人グループ

を直接抱えず、仕事量に応じて下請として仕事を流している会社と減量経営はしつつも経営の効率化は仕事の段取りの見直しによる生産性のアップと厳しい現場監理の徹底によるコスト軽減により生み出し、むしろ品質を維持する為には不可欠の職人、及び設備はじっと持ち込めようとする業者とに分れ二世経営者の経営マインドにも差異がみられます。ブームは去り本格的な競合の時代を迎え業界の淘汰も進み、ただ単なる見せかけだけの施工技術では通用しない真に品質を問われ評価され、それに対応の出来る業者のみが生き残れる時代である事は当業界といえども同様です。そればかりか、情報都市を目指すシンガポールではオフィス・ビルは早晩、インテリジェンス・ビルの時代に入ってくる事でしょう。オフィス空間に対するオフィス・インテリアの考え方もどんどん変わってくる事が予想されます。又、商業施設の面でも消費者の消費動向はファッション商品を中心にますます個性化、多様化が進んできております。大型のショッピング・コンプレックスにしても従来型のただ単に希望者を入店させるという時代からコンプレックス全体としての確立したコンセプトのもとに、特定のターゲットを絞り込んだ上でテナントを募集し、その販売商品もそれを使用する生活空間をも併せて提案し、キメの細かい手法でもって需要を喚起させるショップディスプレイが要求され、コンプレックス全体が常に活性化されている形態が望まれる事でしょう。シンガポールの今後の内装市場はオーバーサプライに悩むホテル関連から今後はより一層柔軟かつ機敏な対応が要求される、商業施設、並びにオフィス関連に需要が増えてくる事でしょう。

そこで企業として成長していく為にはハード技術を売るのみならず、デザイン及各種コンサルティングまで含めたソフト・ノウハウの提供、サービスが要求される時代になっております。その点ではいかに先取りした経営に脱皮していく事が出来るか、3年～5年後の地元大手内装業者の顔ぶれはガラリと変わっているかも知れません。そういう意味では当地の内装業者は過去の建設ブーム時代の経験と現在の急速に落ち込んだ不況下の試練を経て、本格的なインテリア業者として、どこが台頭してくるか、今、スター

ト台に立ったという事かも知れません。

又、一方、海外市場をターゲットとした場合には地元業界の努力いかんでは国際的にもまだまだ価格面での競争力が発揮出来ると思います。品質さえ均一化出来れば近い将来日本で新設される一流ホテルの造作家具はシンガポール製、マレーシア製といった時期が意外と早く来るかもしれません。この様な先進国の大型ホテル・プロジェクト向けの家具及造作材の輸出で活路を拓けるチャンスもあるでしょう。

又、一般家具輸出の面では現在でも輸出されている米国市場向けの安い大量生産の家具、同様、より高品質の高級家具もシンガポールからどんどん輸出されるようになるには、彼等の元来の職人魂のルーツである上海カーペンター気質を大切に、より優れた技術者の育成に心を配り、常に安定した品質の維持と、変化の激しい市場のニーズにも機敏に対応する柔軟性が要求されてまいります。

今後の当業界も上海カーペンターをルーツにもつ現在の大手業者、オフィス・ファニチャーを主力商品に持ち造作工事にまで触手をのばす業者、ショップ、ディスプレイ等の商業空間の施工を得意とする業者等々、若い国家シンガポールの発展、変身と共に、どこまで社会の変化とニーズに応えるよう変身していけるか否か、競合、淘汰の時代＝(equal)＝チャンスの時代といえるでしょう。

今後、どれだけ多くの地元業者が企業としての体質を確立して当業界をリードしていくか、大いに期待をして内装業界全体のレベルアップと発展を望んでやみません。

古い電話帳から

—昭和初期の日本人社会—

今中 太郎

当地の食べ物について書こうと思い、シンガポールの文献を和文、英文、華文それぞれとりまぜて調べているうちに、金子光晴の文の中に、ご本人がレースコース路に^{ロード}住んでいたのを思い出した。

この本には「新喜楽」という料亭に鹿の肉のスキヤキを食べに行く話がでてきて、昭和の初め頃の彼とかかわりのあった日本人の生活がそこはかとなぐ描きだされている。

それで生来の詮索好きが高じて、その頃、日本人はどこの何番地に住んでいたのか、そこは今でも残っているのか、どういう仕事をしていたのか、現在と比較して環境はどうなのか……考え始めるととめどなく好奇心がわいてくる。早く云えば当時のシンガポールの日本人の生活を再現してみたいということだった。

そこで当時の日本人の住所録を調べようと思ったが、資料が意外と少なくて仲々いいものが見つからない。

まずその頃に日本人住所録というようなものがあつたかどうか、まことにあやふやである。もしあつたにしても、戦中、戦後のどさくの後で、今でも残っていると考えるほうがおかしい。

日本の古書店などもあたってみたが、いい資料があまりなく、あっても、わりと片寄った内容のものでもすぐに二、三千円はとられるので入手は必ずしも容易でない。

そんなこんなで思いあぐねている時、ふと思いついたのが電話帳であつた。

これならば日本人の住所ものっているだろう。もっともこれでは電話の

ある事業所か、お金持ち（後述するが、電話はステータス・シンボルであった）しか分らないが、それでもないよりはましだという思いつきであった。

さて古い電話帳をどこで探すかということでまず思い浮んだのは図書館と公文書館である。

図書館では、電話帳の原本はないが、マイクロ・フィルムにとったのならあるということでさっそく借り受けた。

随分古いのあると思っていたが意外に新しいのしかなくて、最も古いのでも世界大恐慌が始まる二年前の1927年7月版(昭和二年)である。

そして原本やこれより古いのは公文書館が保存しているというのでそこへ足をのばした。

ここでいろいろな日本人に関する昭和の始め頃までの写真を見出だす機会にめぐまれたのだが、目的の電話帳そのものではなく、あるのはフィルムだけであった。

つっ込んで尋ねてみると、電話局が原本をもっているということで、今度は電話局とかけあうこととなったが、今の30階建ての新ビルに移転した時に、この原本は紛失してしまい、マイクロ・フィルムだけしかないとのことであった。

仕方なくマイクロ・フィルムで調べることにしたが、当方のほしいのは「新喜楽」の場所とか光晴の知人の領事館員の住居とか、その他二三のつもりであった。しかし、マイクロ・フィルムである為、Aから始まって順に繰っていかねばならず、途中でローマ字で書かれた日本人名などが出てくると興味をそそられる——という次第で、ならばいっそのこと全部の日本名を写しとってしまえということで、当時の日本人関係の電話番号リストが出来あがった。

電話帳の終りには別付録の形で 1 から順に 5200 番迄と、タンジョン・カトン（今のカトン地域で海岸沿いは当時の別荘地、日本料亭「玉川」も海上につき出た形であった）とタンジョン・パガー（今の港湾や鉄道駅付近）の分局の総電話番号が番号順に—ということは電話を設置した古い順にリストになっている。参考までに目ぼしいのを 100 番くらい迄ピックアップしたのが次のものである。

NUMERICAL LIST

TEL No.	1 GOVERMENT HOUSE	(総督邸、今の大統領官邸)
	2 PETER ALLEN, DR	(医 師)
	3 NAVAL OFFICERS	(英海軍本部)
	4 NAVAL OFFICERS	(英海軍本部)
	5 HUNTER, MRS. A.	(ハンター夫人)
	40 NIKKO HOUSE	(日光ハウス)
	47 YAMAMOTO & CO.	(山本商会?)
	49 YOKOHAMA SPECIE BANK	(今の東京銀行)
	64 NOMURA & CO.	(今の野村貿易)
	95 NAKAJIMA, M. S.	(中島写真館)
	103 JAPANESE CONSULATE GENERAL	(日本総領事館)

日本人の電話敷設第一号である NIKKO HOUSE というのは所在地が 4, BATTERY ROAD でここは現在、中国銀行のビルが建っているところである。今でもそうだが、この辺りは当時でもオフィス街のド真中にあたる。多分「日光ハウス」とでもした日本の雑貨商か、或いはこの前まで、この近辺にあった

ノリタケハウスの前身かも知れないが、まだ確認していない。

当時の日本総領事館でも電話が103番目であることや日光ハウスの所在地がシンガポールの丸の内であるラッフルズ・プレース界限ということを考えあわせると、この NIKKO HOUSE の当時の商いがいかに大きかったか、後述する電話設置料金の高さからいっても想像できるようである。

電話番号 95 の NAKAJIMA M. S. , 611, MACKENSIE ROAD というのは当時の有名な写真師である。

最初この名を電話帳で見つけた時、名前の最後に M. S. と二字が入っていたので、日本人にしては変っているなと思い印象に残っていた。

過日、ストレート・タイムスに昔の絵はがきのカラー特集があり、これらのシンガポールやマラヤの風景を写した絵はがきが今になって骨董価値が出ており、写したのは写真師の誰それ云々と書かれてあって、その中のひとりがこの NAKAJIMA 氏であった。

タイムス紙上の名も、電話帳のも共にローマ字だったので偶然思いだすきっかけをつかんだ訳だが、新聞の記事を読んだ時、ひょっとしてあの電話帳の NAKAJIMA 氏ではないかと思い、共に M.S. がついているので同一人と分った時には、正直に言って宝くじで一万円当るのよりも大きな喜びであった。

当時の写真師がどのくらい荒稼ぎしたか想像でしかないが、写真術の未熟な当地へやって来た日本の写真屋はひっぱりだこであったろう。丁度、鹿鳴館時代に東京に来たイギリスの仕立屋が、貴婦人相手に夜会用の西洋ドレスを作り、一財産も二財産も作ったという話と一脈相通ずるところがある。

電話のかけ方

電話帳にはまず最初に、いかにして電話機を使うかが、写真四枚にわたって詳細に説明してある。

今の電話のかけ方とは反対に、送話口（当時はサカヅキを逆さにつけた

ようなのが送話口についていた）に、ほとんど唇をつけんばかりに密着して話すのが一番よいなどとしてある。

その説明の仕方は何となく今の日本の中クラスのホテルや地方のデパートのトイレにはってある洋式便所の図解入り使用法とよく似ていて、文化に慣れた我々には奇異に映る。

電話機は送話機と受話機が別々になっていて、手でハンドルを回して局の交換台を呼びだす方式のもので、その為かどうか（雷が鳴っている時は危険だから使用しないよう）にという注意書きや（通話は昼も夜もOK、日旺もOK）などとわざわざ書いてある。

局の交換嬢は英語、マレー語に通じているユーラシアン（欧亜混血児、ハーフ）が多く、これは当時の電話を利用する経済活動層というのが、欧米人か英語の話せる上層中国人に限られていたからのようで、それ以外は少なくともパサーマレー（市場マレー語、簡単なマレー語）が電話をかけるには必要であった。当然、中国語しか分りません、日本語だけなら話せます——では電話一本かけられなかったということになる。

当時、唯一の高級百貨店であったロビンソンの売子もほとんどがユーラシアンであったのも同様の理由によると思われるし、それ故、その頃の日本人の書いた地誌をみても、一般日本人にかかわりのなかったロビンソンの名はほとんど出てこない。

電話の設置料金

次に電話の加入料金の説明がしてある。

会社用 170 ドル、個人用 140 ドル、これはヒル街にある電話局から二哩（3.2 KM）までの料金で、これより設置場所が遠くなると一哩毎に 50 ドルアップとある。

なんだ電話の一本ぐらい——といわれそうだが、ずっと後年の大戦中、筆者の疎開先の宮崎県の村では、村長宅にラジオが一台あったきりで、終戦の玉音放送をそこへ聴きに行った憶えがあるが、無医村だったので電話があ

ったのは医者代りの産婆さんの家だけだったと記憶している。

当時、父が川崎航空機の嘱託をしており、近くにはその避難工場もあったから、田舎の村といっても野こえ山こえの田舎ではなかった所で、それでも村中に電話が一本しかなかった日本の状態を考えると、この時代のシンガポールの電話の普及度が随分なものであったにしろ、やはりステータス・シンボルになるだけの価値あるものであった。

この電話帳が発行された昭和二年から更に七・八年たった昭和十年頃で^(シンガポール)も苦力が一週七日働きの一ヶ月の給金が六ドル、外為交換率が50海峡ドル＝百円（昭和五年頃）、日本では帝大卒の初任給が八十円、私大卒は七十円といわれ、東京で円タク（一度のったらどこ迄乗っても一円、但しどこ迄までしか走らないというのはきめてあった）がはやっていた頃を思いあわせると、この電話一台とりつけるのに、今のお金にして二百万円から三百万円位の感覚ではなかったろうか。

或いは今の私大卒は当時の五年制中学校卒、女学校卒の感覚だろうと思うが、その当時の中学校卒業の給与が二十円ぐらい、それで今の私大卒の給与を十五万円と計算してもやはり二百万から三百万の間におちつく。

広告欄

電話帳には広告の頁もあり、勿論ほとんどが英文であるが、その中に唯一、日本人関係のものとして、

Y. EBATA	江畑洋行
ガラス	
陶磁器、玻璃器、発售	TEL, 1489
3, MOUNT SOPHIA	

と英文、華文ごちゃまぜの広告があり印象に残っている。

その頃の地誌によると、昭和十二年の在星邦人四千人（この数字はこれ以前の二十年間程ほとんど不動だとしている）、内一家の主人2223人、漁業1400人、邦人医11名、歯科医17名などの記録が見える。因みに、この当時、ユダヤ人も日本人と同数の4000人程いたが、今は250人程しか

シンガポールには在住していない。

この他、電話帳とは直接関係ないものもあるが、興味深いものを四つ五つとりあげてみたい。

新加坡日本人会 JAPANESE SOCIETY

『大正七年の創立で翌年一月、帝国領事館から在留証明、身分及び営業証明などの公務の取扱いを委嘱されている。

大戦勃発三年前の昭和十三年四月で会員数 882、これを賛助会員、正会員、特別会員に分け、会務は総会、評議会及び理事会によって遂行され、その事務運営上、十指に余る各種委員会が組織されている。

事務所をセレギー路に置き、書記長以下書記三名で運営。』

当時、日本人会と後述する日本人倶楽部が同じ No. 107、セレギー路にあったものの、1938年（昭和13年）版の電話帳では、日本人倶楽部は聖ジョージェス路の運動場つきの場所に移転している。

因みにこれから四年前の昭和九年十二月、日本人会長であった石原産業支店長の西村吉夫氏がスパイ容疑で英官憲に拘留され、警察署内で服毒自殺している。

スパイ容疑は立場が変われば白が黒になったりするものなのでその是非はさておくとして、この西村氏が石原産業支店長の役割からの容疑なのか、日本人会長の役職を利用した容疑なのか不明であるが、いづれにしても当時の日本人会の隆勢を物語っていて、それは彼の自殺がストレート・タイムスにも大々的報道されているのをみてもよく分る。

新加坡日本人倶楽部 JAPAN CLUB

『大正十一年二月、新加坡日本人会の附属事業として創立されたもので、主として在留同胞の親睦、心身修養、健康向上を図るを目的としている。

昭和十三年四月、会員数 431、これを正会員、準会員、地方会員に分ち、会務は会員総会の選出した理事会によって遂行され、他に倶楽部功労者数名を顧問とし、実務は庶務部、会計部の他に、撞球、庭球、野球、羽球、卓球、陸上競技、水泳、柔道、剣道、弓道、文芸、囲碁、麻雀の各部あり、夫々委員会を組織してその担当を運用している。

事務所及び倶楽部会館をセレギー路に置き、市外聖ジョージ路に五英反半^{エーカー}（約 6700 坪、現在の日本人小学校は 6300 坪）の運動場を有し、野球場、矢場、庭球コート六面の他、諸種の運動器具を備え、幼少年遊戯場まで完備し、休憩室及び観衆 550 人を入れるスタンドもあり、毎年秋の日本人会主催の大運動会を挙行し、また臨時倶楽部主催の各競技会を催し、不断の運動、行楽に使用されて居る。』

写真から見る当時（昭和 10 年頃）の日本人会館は二階建ての潇洒なコロニアル風バンガローである。それに付属のジャパンプラブの運動場たるや、現在の日本人小学校の敷地よりも大きいということを考えると、土地そのものの値段が他の物価に比べて格段に安かったにせよ、たった 4000 人の在留邦人、いやジャパンプラブのメンバー数に限るならば総数 431 人でどうしてこれだけの運動場を維持管理できたのか、驚嘆に値する。

それは日本人学校（現ウオータールー小学校）にしても同じで、堂々たる三階建ての校舎であり、これに後述する日本人会付属ゴルフ場や日本人墓地等をつけ加えると一体これらの費用はどこから捻出してきたのか、それもたった 4000 人たらずの日本人社会からであるというのはいくら考えても腑に落ちぬことで、今後これらのことも含めて資料をひっくりかえしてみたいと思っている。

新加坡日本人小学校 (JAPANESE SCHOOL)

『大正元年十一月三日の開校で、同四年十月以降、新加坡日本人会の経営するところとなり、大正七年七月五日付で外務、文部両大臣から在外指定小学校として認定され、また大正十年十月四日学校登

録法により海峡植民地政庁の公認小学校となっている。ウォータールー街に三層樓の宏壮なる校舎を有し、教科書は全部内地同様のものを用い、尋常三年生から英語を毎週四時間ないし五時間、高等科は六時間、課している。

昭和十三年四月現在の生徒数男子 181、女子 194、計 375 名でこれを 13 学級に分け、教職員は各府県から在新加坡帝国総領事館へ出向を命ぜられ、総領事から辞令を受けて赴任する。

現在十五名、内一名はセレンバンにある分校に勤務し、また他の一名は嘱託教員たる英国人女性であり、その他別に、日本人会経営の夜学校に嘱託教員一名が英語科を受持っている。セレンバンの分校と共に、教育費国庫補助金を下附されている。』

日本人学校寄宿舎

電話帳には JAPANESE SCHOOL BOARDING HOUSE とあり、HOPE PARK, 14, MT. ELIZABETH, TEL: 3562 とあるから、今のヨーク・ホテル近辺に日本人学校附属の寄宿舎があつてマレー半島からの日本人子弟を集めていたものと思われる。

ゴルフ場

JAPANESE GOLF PARTY TEL: 3843 というのがタングリン路にあり、これは後になって SINGAPORE JAPANESE GOLF CLUB, 5, KAY SIANG ROAD に発展したものと思われる。このケイシアン路というのは現植物園前のゴルフ・クラブ場の丁度 真裏手にあり、他の資料によると、現在は国防省に属するこのゴルフ場はかつて日本人会所有のゴルフ場であったとするのと地理的に辻つまがあうものの、その詳細で確たる裏づけはまだとっていない。

人力車登録局

面白いのは人力車登録局 JINRIKISHA REGISTRATION OFFICE がミドル路にあることである。

人力車は日本人の偉大な発明であるが、実際にシンガポールに輸入されたのはほとんどが上海製である。

これは1900年代の始めに輸入され始め、あっという間に普及して1920年代にはすでに峠をこえていた。

人力車登録局が何故このミドル路にあるのか、まさか人力車の発明が日本人なので、日本人の大勢いるこの界隈にした訳でもなさそうだ。

人力車の営業活動が盛んだったのはサウス・ブリッジ路のチャイナ・タウン近辺で、そこには今でも人力車ステーションという、重厚な二階建てが立っているのを見ると、この登録局のミドル路にある意味が分りかねるが、これは将来の課題にしたい。

尚、当時は自家用車ならぬ自家用人力車も多くあり、金持は車夫をおかかえにして車をみがきあげていたようである。

ついでに申せば、からゆきさんで有名なハイラム街、マラバー街、マレーヤ街はこのミドル路の横丁で、当時は数多い日本娼館のせいかどうか、日本ブンカイ本街と呼ばれていた。

この（日本街）の名は現在でも街道指南 SINGAPORE STREET DIRECTORY の華文版には、カッコはつけてあるものの、俗称日本街として堂々とまかり通っている。

他にもびっくりするものとしては OPIUM FACTORY がテロク・ブランガ路94番 TEL: 340にあった。

この電話帳が昭和二年版であることを考えると、我々がまだ過去の歴史とはいっていない現代史の中に阿片工場があったというのは、当地の今の麻薬取締りのきびしさ——シンガポール・マレーシアでは十円硬貨一枚分の重さのヘロイン販売で、国籍の如何を問わず絞首刑——とどのように比較すればよいのだろう。

因みに阿片の発生地は中東とされ、それが十九世紀始めに中国に輸入された時、中国人はこのOPIUMに漢字の当て字として色が黒いので鸦片（阿片）をあてがい、その字がそのまま日本に輸入されて阿片となった。

阿片は大昔から神経興奮剤として使用され、中東では暗殺者がこれを用いて気をひきたたせてから十字軍の要人を殺しに行った。その為この阿片吸飲者ハッシンがなまってアサシンとなり、英語のASSASSIN(暗殺)になったのである。

その点、われわれ東洋人は同じ暗殺といっても、秦の始皇帝を刺しに出かけた荆軻の詩の「風蕭々として易水寒し、壯士一たび去って復た還らず」のようにそのこと自体を何となく美化して詩にするようなところがあり、キプリングの有名な詩——東は東、西は西、両者は決して一つにならない——にもあるようにやはり西洋と東洋の血は根本的に色の違う血のような気がしてならない。

日本人商工会議所

閑話休題、この文を会議所の月報にのせてもらっているので会議所のこととも少しは書かねば気がひける。

当時は商工会議所という名では電話帳にはのっていなかった。ということは多分なかったのだろうと思われる。後年、昭和十年以後になって新加坡日本人商工会議所が政府経営の輸出促進団体でハイ街にあった 日本産業館 JAPANESE COMMERCIAL MUSIUM 内にあるとされているが、これについてはまたの機会にゆずりたいと思う。

日本人墓地

最後に日本人墓地についてであるが、昭和十六年に発行された地誌によると、

『市外ヨーチューカン路にあり、明治二十一年十一月、有志集り済世会を創設、共同墓地を経営、釈教山西有寺を建立したものを日本人会が継承せるもの、広さ十二英反（約 11700 坪）、境内に火葬場、六地藏などあり、また波戸森稻荷祠を奉祀している。隔年孟欄盆会を厳修、戦没将兵、有縁無縁先亡同胞の慰霊法養を行っている』

とある。

また別の資料によれば

『明治二十四年、雜貨商や娼樓を經營していた二木多賀次郎と渋谷銀次他一名が二木所有の土地四英反に政府払い下げの土地四英反をたして日本人墓地となし、これを日本人会に寄付した。』

とあるから明治二十一年に着工して二十四年に完成したものと思われる。

大体以上のような事柄を、電話帳をネタにしてひっぱりだしてきたのであるが、当時、昭和二年のシンガポール人口50万、うち、日本人4000名、シンガポールの総電話数5500本、うち、日本人の所有する電話数は多少の脱落はあるものの約200本、占有率4%である。

尚、この日本人電話リストに一番よく出てくるのはミドル路が23本、ノース・ブリッジ路が11本、ビクトリア街が9本である。

地誌によると、当時、大通組合、本通組合、中央組合があるが、これが上記の三つの道路の商人組合か、町内会であったらうと思うものの、資料不足で未確認である。

なお、この文を書き始めるきっかけとなった料亭「新喜楽」の建物はマラバ一街26番地に現存するが、これについては別の機会にゆずりたい。

理 事 会 の 動 き

第 205 回 1986 年 8 月 12 日 (火)

午後 12 時 30 分

1. 前回議事録承認

前月退会処理した東海サルベージから退会取り消し通知があったので、前回議事録を以下の通り訂正したい旨事務局から提案した。

退会 1 社を退会なしとし、同時に 7 月 10 日現在の会員数 469 社（前月比 2 社増）から 470 社（前月比 3 社増）に訂正する。

審議の結果、前述の訂正が了承されるとともに、その他の内容についても異議なく承認された。

2. 審議事項

(1) 1986 年度労使関係セミナー（シンガポール開催）について

事務局から標記セミナー開催要領案について以下の通り説明したところ、異議なく承認された。

日 時：1986 年 11 月 25 日（火）

場 所：ホテル・ニューオータニ

定 員：先着 400 名

対 象：ローカルの人事・労務担当幹部・労組幹部

参 加 費：一人当り S\$25（昼食代、テキスト及びスタディミッション報告書代含む）

使用言語：英 語

テ ー マ：7 月末に日本へ派遣したスタディミッションが取りあげた
及び
講 師 “労使関係に及ぼす不況の影響”に関連またはそれを補完するテーマとし、詳細は労使セミナー担当理事会にて日本在外企業協会及び NPB と協議のうえ決定する。

また、講師陣として日本人専門家のほかスタディミッションの団長である DR. WAN に依頼する予定。

来賓挨拶： MAH BOW TAN NPB 長官に来賓挨拶を依頼する予定また、橋本大使にも開会式にご臨席いただく予定。

その他の詳細については、労使セミナー担当理事会に一任。

- (2) 1986 年度労使関係セミナー開催費用の本所負担分について事務局から以下の提案をしたところ、異議なく承認された。
- すなわち

1984 年度に日本在外企業協会と締結した覚書によると、5 年計画の同プロジェクト実施のため本所は毎年 S\$20,000 を負担することになっている。

覚書では毎年 20 名のシンガポリアンを日本に派遣することになっているが、本年は希望者が多く、最終的に 21 名（この他に 1 名が病気のため直前に欠席）を派遣した。

そこで本年度については、本所負担分を従来の S\$20,000 に追加 1 名分の航空運賃 S\$1,240 を加えた S\$21,240 とすることで日本在外企業協会と交渉したい。

- (3) SPONSORSHIP FOR OUTSTANDING QC CIRCLE OF THE YEAR 1987 について

NPB は 1983 年以来毎年優秀な QC CIRCLE 6 チームを選び教育補助の目的で、各チームに S\$2,000 の賞金を与えている。

これまでのスポンサーは SINGAPORE LABOUR FOUNDATION だったが、1987 年度については総額 S\$12,000 の賞金のスポンサーを本所に依頼してきた。

審議の結果、本所は原則として寄付行為を行わないこと及び労使関係セミナーなど生産性向上運動に年々多額の出費をしており、予算上これ以上の出費は困難なこと、を理由に NPB の依頼を断わることにした。

- (4) 広報委員会担当理事の選任

那波理事の帰国後、広報委員会担当理事には同氏の後任である安田豊治氏にお願いすることになった。

3. 報告事項

(1) 1986年度賃金改定調査結果報告について

事務局から、7月上旬に実施した1986年度賃金改定調査結果について、配布資料にもどづき説明した。

その後、主な業界の事情について出席者から以下の通りの報告があった。

製 造 業：電器・電子部品メーカーで構成する第三工業部会では、月例賃金を原則として据置く企業が大半を占めるが、一時金は今後の情勢次第で0.1～0.2カ月分加算するかもしれないとする企業が3分の1を占める。
一方米国系企業の中には人手不足を背景に賃上げを実施しているところがあり、賃金凍結を遵守したいとする日系企業としても、そのような米国系企業の動きが広まれば考え方を変えざるを得なくなるかもしれない。
また、先日の第二工業部会では、賃金凍結11社、賃上げ8社（主に1～3%）、未定6社であった。

貿 易：組合のあるところは目下交渉中であるが、交渉は難航が予想される。

建 設：業況悪く、賃金凍結の方向。

金融・保険：大半は未決定であり、8月中に部会を招集し、対策を検討。

運輸・通信：特に目立った動きなし。

(2) 部会・委員会等開催報告

A 部 会

7月17日（木）	第三工業部会
7月29日（火）	建設部会
7月30日（水）	第二工業部会

B 委 員 会

7月11日（金）	労使関係スタディ・ミッション打合せ
----------	-------------------

- | | |
|----------|--------------------|
| 7月18日(金) | 経営研究委員会 |
| 8月1日(金) | 広報委員会 |
| 8月12日(火) | 運営担当理事会 |
| ○懇談会等 | |
| 7月11日(金) | 正副会頭による橋本大使表敬訪問 |
| 7月11日(金) | 水戸名誉会頭送別会 |
| 7月16日(水) | 日本シンガポール協会野中常務理事来所 |
| 7月18日(金) | 山一証券ホンコン事務所調査員との懇談 |
| 7月22日(火) | 東洋経済新報社記者来所 |

4. 入・退会

- (1)入 会 (0社)
- (2)退 会 (0社)
- (3)8月12日現在の会員数：470社(前月同)

5. 会計報告

1986年7月分の会計報告として、吉永財務委員作成の会計報告書を理事会出席者全員に配布した。

6. その他

(1)金融業界担当副会頭候補者の推薦について

最近、帰国辞令のでた長野副会頭の後任選定のため、金融業界において候補者の推薦作業を進めてほしいとの指示が古新居会頭からあった。

(2)福山邦楽器製造業組合派遣調査団について

シンガポールにおける唐木材の輸出入状況について商社の木材関係者と懇談したいとの標記調査団の依頼に関して、各商社でどの程度事情が分るかを調べた上、その結果を事務局に連絡していただくこととなった。

以上

8月の主な経済記事

8月 4日 • 1985年4月から1986年3月の間にシンガポールで就業するブルーカラーの外人労働者は5万人減少した。

リー・ヨクスアン労相代行は先月31日の国会答弁で以上の数字を明らかにした。同相は席上「景気不振で失業率は上昇しているが、シンガポールは依然として外人労働者を必要としている。彼らは一部のシンガポーリアンが好まぬ仕事を担当してくれる」と語った。

一方ジャヤクマール内相が明らかにしたところによれば、1986年3月31日現在シンガポールには2万1745人の外国人専門職（エンプロイメント・パス所持者）が就業していた。これは1年前の同就業者2万4212人に比べると2467人減少している。またイミグレーション・オフィスは過去1年間に1万5479件のエンプロイメント・パスを発行した。

5日 • シンガポールにおける労働者の教育水準は過去10年間に著しく向上している。

労働者が昨年6月に実施した調査によると、昨年6月時点で全労働者に対する大卒労働者の割合は5.2%、また中学校（セカンダリー4年制）以上の教育を受けた労働者の割合は46%と、75年6月の各2.3%、30%強からそれぞれ増加している。

この労働者の高学歴化は近年加速しており、84年6月から1年間に労働市場に参入した5万4100人のうち、大卒労働者は10.1%、中学校以上の教育を受けた労働者は53%であった。

11日 • 先週8日、リー・クアンユー首相は“ナショナル・デー”

の演説の中で、「我国の経済不振はすでに底をつき、現在回復の途にある」と述べた。同相によれば、シンガポール経済は今年第2四半期には去年同期比0.8%の成長を見せた。しかしながら今年上半期を通じては1.3%のマイナス成長だった。

リー首相は席上、「歓呼の声をあげるには早すぎるが、シンガポール経済は回復の兆しを見せている」と確認し、「この上昇傾向が続けば、我国は今年、当初予測された1.5%のマイナス成長を上回るゼロ成長、もしくはそれ以上の成長を遂げる可能性もある」とシンガポール経済の将来に楽観的な予測をした。

通産省は今年第2四半期の経済報告に基づき、今年の子測年間成長率を変更、現在では1%~2%の成長率を予測している。

第2四半期の成長要因は製造部門であった。生産高に基づく同部門の第2四半期の成長率は第1四半期のマイナス7.4%からプラス4%にまで回復した。

また株式市場は6月に活発化し、金融・ビジネスサービスの第2四半期の業況改善に貢献した他、同期にコンテナの運送量が増大し、運輸・通信部門の成長を助けた。

これに反し、小売り業と建築業は引き続き委縮した。しかし後者の縮小幅は以前より小さかった。

また同期に新たに3500の就業機会が創出された。

税の引き下げや中央積立基金(CPF)雇用主負担分の引き下げ等、これまで政府が導入したコスト削減政策を冒頭に紹介したリー首相の演説は、全体的に前向きであった。

しかし首相はその中で、香港、台湾、韓国に対するシンガポールの競争力を弱体化させないために、賃金抑制政策を2年間継続する必要を強調した。

リー首相によれば、来年は賃金抑制に協力する労組の意志の大きさを測られる年になるという。同相は「もし我々が明年上半期にプラス成長を遂げた際には、賃金抑制の停止を求める労働者や組合指導者が現われる可能性もあるが、こうした性急な行動には何の利益もない」と指摘した。

リー首相はまた、経済成長の鍵がシンガポールへの有望な新規投資の誘致にある事を強調し、「1974年と80年の石油の急激な値下がり世界的な不況をもたらしたにもかかわらず、我国は新規投資の誘致によって20年以上も成長を続けてきた」と述べた。

首相によれば、当地への投資誘致努力に対する投資家の反応は順調で、今年のシンガポールへの投資承認額は昨年の11億Sドルを上回る14億Sドルが見込まれている。

石油の値下がり、金利の引き下げ、USドルの軟化等から判断して、国際経済の長期的見通しは明るい。リー首相は「第三世界に対する融資の焦げつき等国際的な経済問題が発生しない限り、先進国は来年、今年の予測成長率3%を上回る3.5%の成長を予測されている」とつけ加えた。

首相は当地経済の回復後3~5%の成長を予測しているものの、8~10%までの成長は期待していない。首相は「3~5%以上の成長率を期待する事は非現実的で、失望を招くのみである」と現実を受け入れる事の重要性を強調した。

首相の成長率の予測値は1人当たりの国民総生産(GNP)を1万4300Sドルとして割り出されている。これは1975年の1人当たりのGNP5900Sドルの2.5倍に相当する。

自由市場の規制に関し、リー首相は「当地の銀行や金融会社の中に倒産した機関はない」とこれらの機関が健全である点を強調するとともに、「複数のストック・ブローカー企業が倒産したのはリスクの高い先物取引を行ったためで、こ

れは過剰規制のためではなく、自制の乏しさが原因となった」と指摘した。

首相はまた、新世代の閣僚との関係に触れ、「景気回復のための政策は新世代の閣僚達によって決定された」と述べ、「これらの政策に関しては私自身の意見を強く主張した場合もあったが、彼らの政策は基本的に健全であると感じていたため、変更や修正を加える事はなかった」とつけ加えた。

リー首相は「これらの閣僚が荷なう役割は一段と複雑化し、それに伴う圧力も大きくなっている」と第二世代の閣僚の責任の重さを指摘するとともに、「向こう1年半の間に彼等の実力が明らかになるであろう」と述べた。

TABLE 1

REAL GROSS DOMESTIC PRODUCT AT CONSTANT 1968 FACTOR COST

Industry	1985			1986
	Annual	1st Half	2nd Half	1st HalfP
	Percentage Change Over The Same Period A Year Ago			
TOTAL	-1.8	0.7	-4.2	-1.3
Manufacturing	-7.3	-5.3	-9.2	-1.6
Commerce	-1.5	3.2	-5.8	-4.0
Transport & Communications	3.0	3.1	2.8	8.0
Financial & Business Services	2.6	3.2	2.1	3.4
Construction	-14.3	-8.0	-20.4	-23.7

P: Preliminary

Source: Department of Statistics

TABLE 1A

REAL GROSS DOMESTIC PRODUCT AT CONSTANT 1968 FACTOR COST

Industry	1985				1986	
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2QP
	Percentage Change Over The Same Period A Year Ago					
TOTAL	2.7	-1.2	-3.5	-5.0	-3.4	0.8
Manufacturing	-2.9	-7.4	-8.4	-10.1	-7.4	4.1
Commerce	4.1	2.2	-4.2	-7.2	-5.1	-2.9
Transport & Communications	5.0	1.4	2.1	3.6	8.3	7.6
Financial & Business Services	3.3	3.1	2.1	2.0	2.5	4.4
Construction	0.0	-15.6	-17.2	-23.7	-29.1	-17.7

P Preliminary

Source : Department of Statistics

- 12日 ● 通産省は先頃発表した経済調査（特別報告書）の中で、「シンガポールの労働者が低賃金、再訓練を甘受していれば、失業問題は今ほど深刻ではなかったろう」と指摘している。同報告書の要旨概略は次の通り。

現在の高失業率の原因として、市場レート以下の賃金を甘受するよりも納得できる賃金が提供されるまで待つといった特に若年層に見られる求職姿勢が挙げられる。これは若年求職者の中には家族に対する扶養義務がない者、および家族からの経済的援助を当てにできる者が多いためである。

また雇用主側は労働協約に明記されている賃金条件の制約を受けて、賃金を低く修正できなかったことも失業率を押し

上げた。これは生産性が低下し、コスト削減が必要となった時、雇用主側は賃金を引き下げることができず、人員解雇を強いられたからである。

このため柔軟性のある賃金体系の導入が求められているが、それだけでは構造的失業を回避することはできない。

構造的失業の一例として、解雇された土木作業員が電子製造工場の工員として再就職するのが難しいといったことが挙げられる。特に高齢労働者の失業が増大している今日、高齢労働者の再訓練の必要性は今後ますます強調されるであろう。

- 18日 ● リー・クアンユー首相は先週、タンジョン・パガで開催されたナショナルデー祝賀会において、シンガポールの労働費用は日本に比べ一層高くなっており、賃金抑制は更に18カ月継続する必要がある、と語った。

同相は「製品1ドルを製造するのにシンガポールが80年に要した費用は34セントであり、台湾の38セント、香港の41セントより低かった。しかし85年になると、台湾の費用が42セントに上昇、香港は32セントに下降した一方、シンガポールの費用は48セントへと急上昇した」と述べ、更に先進国との比較で「シンガポールの費用は日本の46セントより高く、米国の50セントよりわずかに低いだけだ」と指摘した。

リー首相は、シンガポールはハイテク分野に進むべきであり、また、工場での多言語使用の非効率性を克服する必要があることを訴えた。

- 19日 ● 1986年証券業法が今月15日発効したが、新法規は投資家の利益保護の立場から証券ブローカー会社の負債額、資本、顧客に対する融資額、証券投資額等に厳しい規制を設けている。

◎会員会社の純資本・負債額（１７条）

シンガポール証券取引所（ＳＥＳ）会員ブローカー会社の調整後の純資本額は２５万Ｓドル未満であってはならない。またその負債額は調整後の純資本額の１２倍を超過してはならない。

もし会員会社が４週間にわたって以上の規定を犯した場合は、営業ライセンスを取り消される。

会員会社はその負債総額が調整後の純資本額の９倍を超えるか、調整後の純資本額が４０万Ｓドルを下回った場合には、次の営業日以前に金融管理局（ＭＡＳ）とＳＥＳに通知せねばならない。

◎非会員会社の純資本額（１９条）

非会員会社の調整後の純資本額が４週間にわたって赤字を記録した場合には営業ライセンスを取り消される。

◎株主に対する無担保融資限度（１８条）

会員企業の同社株主に対する無担保融資は５０００Ｓドルを超えてはならない。同規定は会員会社の株主が当該会社の資産を利用して、証券取引を行い、当該会社を財務困難に陥らせることを防ぐもの。

◎顧客の欠損額（２０条）

会員会社個別顧客の証券取引上での欠損額当該会員会社の調整後の純資本額の３０％を超えてはならない。

◎会員会社の各種株式取引額（２１条）

会員会社の上場第１組の株式取引額は当該会員会社の調整後の純資本額の３倍を超えることはできない。

会員会社の上場第２組の株式取引額は当該会員会社の調整後の純資本額を超過することはできない。

会員会社の非上場株式取引額は当該会員会社の調整後の純資本額の１０％を超えることはできない。

◎会員会社の株式取引全般の規制（22条）

会員会社の株式取引の額面総額は当該会員会社の調整後の純資本額平均値の1.5倍を超えることはできない。

◎準備金

新証券法は会員会社の留保すべき準備金についても規定している。しかしMASは会員会社の準備金がすでに、十分水準に達していると判断した場合、当該会員会社が暫時準備金の留保を停止することを認める権限を持つ。

◎抵当証券の扱い（28条）

証券ブローカー会社は顧客が抵当として預けた株式や不動産を他の株式・不動産と分離して保管せねばならない、当該ブローカー会社が抵当として預った証券や不動産を、さらに抵当や担保に用いる際の評価額は同物件を先に抵当に入れた顧客の負債額を超えることはできない。

◎業務再編の猶予期間

既存のSES会員会社は今年15日の新法発効日から数えて6カ月～1年以内に新法の関係条文に従って業務の再編を行わねばならない。

◎業界は新証券法を支持

MASは1986年証券業法の立案の際、SES会員ブローカーやマーチャントバンク業界の意見を聴取したが、関係業界は一様に新法の内容に満足を表明したという。

また新法には幾つかの新条規が追加されてはいるが、1974年証券業法の大部分の条文がそのまま取り入れられている。

26日 ● フィリップ・ヨーEDB（経済開発庁）会長が当地のビジネス雑誌“Singapore Business”に語った所によると、1980年代後半、EDBは特に製造業と小企業の発展、サービス業の促進に力を入れる計画である。

ヨー会長は同誌とのインタビューの中で、シンガポールの

製造部門が国内総生産（GDP）の30%を占めるまでに発展する動きがない事を認める一方、「同部門のGDPへの貢献度より、国際市場の発展に見合う製造・サービス両部門の成長維持の方がより重要である」と指摘した。

又ヨー会長は海外での投資・貿易促進活動を通じて、同氏が感じた海外投資家達のシンガポールに対する印象について次の様に語った。

「シンガポールへの投資を考えている海外投資家達は我が国の景気低迷を心配していない。彼等は今でもシンガポールの経済構造を強靱で、安定したものと見ており、シンガポール政府が景気回復のために、長期的な政策を導入し、迅速かつ断固とした姿勢を示した事に感銘している。しかし、今彼等が懸念するのは我々が景気回復政策に適応する能力と厳粛な精神を備えているか否かということである。

又、これらの投資家達の多くは、シンガポールへ進出する際、複数の政府機関の多様な規制に直面しなければならず、当地の官僚制度に当惑している。規制が厳しすぎるという意見も聞かれるが、幸いにもこれは少数の意見で、多くの投資家がこれらの規制を一応評価している。しかし同制度については改善の余地がある」。

- NTUC（全国労働組合会議）のオン・テンチョン書記長（兼第二副首相）は、先週末マンダリンホテルで催されたテレコム労組代表会議の席上、「スイスの生活水準を達成するためにも、シンガポールの賃金はゆくゆく引き上げられなければならない」と語った。

同書記長は、「99年までにシンガポールをスイスの生活水準を備えた近代国家にするという政府構想は、労働者の賃金を半永久的にカット・凍結しては実現されない」と説明、「将来、賃金は段階的に引き上げられるべき」との見解を明らかにした。しかし同書記長は「いかに早くスイスの生

活水準を達成できるかは、シンガポール経済の成長次第」と付言した。

この“99年構想”は84年12月にゴー・チョクトン第一副首相によって発表された。同相は当時「スイスの国民一人当たりの年間所得が今日、1万5000USドルであるのに比べシンガポールのそれは6500USドルと低いが、シンガポールが4～6%の経済成長率を毎年維持できれば、99年までにスイスの所得水準に達することができる」としていた。

- 米国企業の大半は、国外投資地としてアジア・太平洋地域を好むという調査結果がこの程発表された。

同調査は米PR会社Hill and Knowlton傘下のStrategic Information Research Corp.が、全米各界を代表する米国企業104社を対象に実施したもの。

同調査結果によると、調査対象企業104社のうち、3分の2がアジア・太平洋地域を、3分の1がヨーロッパを自社の投資候補地として挙げた。また104社のうち14%が第1の投資候補地に日本を挙げており、アジア・太平洋地域では日本に続いて中国（10%）、フィリピン（10%）、韓国（8%）、インド（6%）が米国企業の投資候補地として人気があった。シンガポールを第1の投資候補地に挙げた企業は3%であり、この比率は香港と同じで、マレーシア、タイよりもわずか1%上回るものであった。

また米国企業家が投資地を決定する主因は、重要度順に、政治的安定性、市場へのアクセス、労働力の質、労働経費であった。一方、投資地が提供できるインセンティブ、運輸・通信設備や投資成功の前例などの要因は重要ではあるが、最も重要ではないと考えられていた。

なお向こう3～5年間の各社の国外投資計画を尋ねた質問では、104社のうち66%が「拡大」、30%が「現状維持」、残りが「縮小」と回答した。

1986 NATIONAL PRODUCTIVITY CONGRESSのお知らせ

1986 NATIONAL PRODUCTIVITY CONGRESS – ANOTHER PRODUCTIVITY HIGHLIGHT OF THIS YEAR

MANAGING PRODUCTIVITY – THE KEY TO BUSINESS EFFICIENCY – this will be the theme of this year's National Productivity Congress to be held on 13 – 14 November '86 at the Shangri-La Hotel.

The National Productivity Congress is a major annual event organized by the National Productivity Board. The aim of the Congress is to expose senior and middle management personnel to new developments and issues concerning productivity, which are relevant to Singapore.

The sub-themes of this year's Congress are :

- * Productivity Measurement
- * Business Efficiency
- * Labour-Management Relations

Overseas speakers have been invited to relate to us their experience in certain areas as of productivity. Some of them taking part in the Congress are :

- * Mr Ken Edwards, Personnel Director and Company Secretary of Jaguar Cars Ltd (UK) on "The Jaguar Recovery".
- * Dr Imre Bernolak, Advisor on Productivity and President of I. Bernolak Associates Inc (An International Productivity Analysis and Improvement Service) on "Productivity Measurement – Factors that make for Productivity Increases".
- * Mr Jan de Somogy, Economic Advisor to the Board of Marks and Spencer till 1983 on "Business Efficiency, with particular reference to the Retail Sector".
- * Mr. R Magota, Executive Director, Japan Wages Research Centre on "Productivity Gainsharing".
- * Mr Leon N Skan, Executive Director of American Productivity Management Association on "Productivity Management".
- * Mr C Ohba, Executive Director of Yamatake Honeywell on "Business Efficiency Through Better LMR – an Employer's Point of View".

In addition to paper presentations, concurrent workshops and panel discussion will also be held during the 1½ - day conference.

The fee for the Conference is \$160 per participant which is inclusive of lunch, refreshments and Congress materials.

So don't miss this special event of the year! For more details, please call Ms Low Sue Fong of NPB at Tel: 7345534.

廣 報 欄

** NEW MEMBERSHIP (9 September 1986)

- * TAKASHIMAYA CO LTD
Mr T Tanaka (General Manager)
14 Collyer Quay #07-03/04
Singapore Rubber House
Singapore 0104
Tel: 5356500 (4 Lines)
Tlx: RS 20389 SINTAK
Fax: 2245976

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

- * WACOAL SINGAPORE PTE LTD
From Mr S Sumi to Mr T Okumura
- * JAPAN TOBACCO INTERNATIONAL CORPORATION
From Mr S Fujii to Mr H Kamata
- * TOYO GLASS MACHINERY SINGAPORE (PTE) LTD
From Mr T Ikai to Mr K Takahashi
- * YUASA BATTERY SINGAPORE CO PTE LTD
From Mr H Shiode to Mr Y Jibu

** CHANGE OF ADDRESS & TELEPHONE NO

- * THE SINGAPORE JAPAN SHIP MACHINERY SERVICE CENTRE
W-1, Module 33
Pasir Panjang Warehousing Complex
Pasir Panjang Road
Singapore 0511
Tel: 4793771
Tlx: RS 21520 SHIPMAC
Fax: 4757457
- * ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE LTD
96 Somerset Road #09-02/03
UOL Building
Singapore 0923
- * YOSHIKAWA CHEMICALS SINGAPORE (PTE) LTD
545 Orchard Road #09-12
Far East Shopping Centre
Singapore 0923
Tel: 7322077
Tlx: RS 51117 YCHEMS
Fax: 7334749

* ULC SYSTEMS (FAR EAST) PTE LTD
Lim Teck Lee Centre
66 Telock Blangah Road
Singapore 0409
Tek 2256588
Tlx: RS 50877 UNICOS
Fax: 2257784

** CHANGE OF COMPANY'S NAME
* MEIKO TRANS CO LTD
From Meiko Kaiun Kaisha Ltd
To Meiko Trans Co Ltd



資料案内

国内一般

シンガポール共和国概要 (1981 年)	S\$10
シンガポール共和国移住法	S\$15
民事法	S\$ 5
刑法 (暫定規定法)	S\$10
公益事業法	S\$10
JAPANESE AFFILIATED FIRMS IN SINGAPORE	S\$15
貿易開発委員会法	(会 員) S\$ 5
.....	(非会員) S\$ 8

投資関係

資金援助制度の手引き	S\$ 8
法律 15 号 (経済拡大奨励法改正法) 1979 年	S\$ 5
経済拡大奨励 (所得税免除) 法 <改訂版・原文付> (会 員)	S\$30
.....	(非会員) S\$35

租税・税制

所得税法 <改訂版>	(会 員) S\$25
.....	(非会員) S\$30
所得税法・1985 年改正法	S\$ 5
法律第 2 号 共和国所得税法改正 (1973 年)	S\$ 5
法律第 13 号 " (1977 年)	S\$ 5
法律第 17 号 " (1980 年)	S\$ 5
法律第 20 号 共和国所得税 (改正) 令	S\$ 5
シンガポールとの租税 (所得) 条約	S\$ 5
法律 (改正) 時報第 21 号 (経済拡大奨励法及び所得税法改正法)	S\$ 5
シンガポールの租税	S\$15
シンガポールとの租税 (所得) 条約 (二重課税防止条約の一部改正)	S\$ 5
関税法 (第 133 編) 関税令 <1985 年版>	(会 員) S\$15
.....	(非会員) S\$20

会社法

法律第 1 号 (共和国会社法改正) 1970 年	S\$ 5
法律第 4 号 (共和国会社法改正) 1974 年	S\$ 5
法律 19 号 1980 年中央厚生年金法告示 (付表の入替)	S\$ 5
法律 16 号 (会社の買収及び合併に関する)	S\$ 5
シンガポール共和国会社法	(会 員) S\$60
.....	(非会員) S\$70
シンガポール共和国憲法 (再版)	(会 員) S\$10
.....	(非会員) S\$15
憲法改正法 (1984, 1985 年)	S\$ 5
国会議員選挙法 (再版)	(会 員) S\$10
.....	(非会員) S\$15
シンガポール共和国会社法・1984 年改正法	(会 員) S\$20
.....	(非会員) S\$30
事業登記法 (1973 年法律第 36 号)	(会 員) S\$15
.....	(非会員) S\$20

為替管理・関税

関税法（1979年関税令）	S\$15
法律第6号（為替管理法改正）1976年	S\$ 5
金融業者法	S\$10
財務諸表公開原則	S\$15

業種別規則

法律第18号工場法改正法（1973年）	S\$ 5
大気汚染防止法（1971年）	S\$10

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許（実施権）法	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	S\$10
価格規則法	S\$ 5
1975年水質汚染規則制及排水法	S\$10
1971年海洋汚染防止法	S\$ 5
印刷・出版業者法	（会 員） S\$ 2
	（非会員） S\$ 3
ホテル法	（会 員） S\$ 5
	（非会員） S\$ 8

労働関係

労働組合法（1977年）	S\$10
法律第3号（共和国労働雇用法改正）1970年	S\$ 5
法律（改正）時報（第25号）	S\$ 5
法律（改正）時報（第26号）	S\$ 5
法律（改正）時報第22号（雇用法並びに労働者補償法）	S\$ 5
法律（改正）時報第23号（中央厚生年金法改正法）	S\$ 5
労働雇用法（1976年幼少年雇用規則）	S\$ 5
法律（改正）時報第24号（中央厚生年金改正法）	S\$ 5
法律（改正）時報第27号（中央厚生年金法を改正する法律）	S\$ 5
シンガポール共和国雇用法（改訂版）	（会 員） S\$15
	（非会員） S\$20
中央厚生年金法（改訂版）	S\$ 5
労働三法（雇用法・組合法・関係法）	S\$30

商工会議所出版物

業種別会員名簿（1985／86年）	（会 員） S\$15
	（非会員） S\$30
月報（各月号）	S\$ 8
「最近の労働条件」実態調査報告書（1985年6月）	（会 員） S\$10
	（非会員） S\$20
シンガポールにおける企業経営ガイド	（会 員） S\$15
	（非会員） S\$30

編集後記

シンガポール国際金融取引所（SIMEX）は1984年の設立以来取引量は順調に伸びており、今月より日経株価指数も取引の対象となりました。そこで、この機会に“**SIMEX の取引状況**”を鳴海氏にご寄稿頂きました。

また、インテリテ業界は多岐にわたっているようですが、今回は**シンガポールの内装**専門業者にスポットを当て、現状、今後の方向性等に関する興味深いご意見を田中氏にご寄稿頂きました。

最後に、昭和初期にシンガポールにてどのような日本人社会が形成されていたのかを、今中氏に大変興味深くまとめて頂きました。古い電話帳を資料として推察された今中氏のアイデアに感心させられます。

以上で9月号がまとまりましたので是非ご精読下さい。お忙しい折、ご寄稿頂きました各氏には、この場をもって厚くお礼申し上げます。

今月号担当

岡山（三菱倉庫）

芝田（日本国土開発）

村上（長崎屋）

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY



M. C. (P) No. 27 / 4 / 86

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
155 Kallang Way # 02-11/12
Singapore 1334. Tel: 2923831

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

C. P. F. BUILDING, 79 ROBINSON ROAD, # 24 - 04 (24th Storey) SINGAPORE 0106